

横須賀市報

第1865号

| | | |
|-----|-----|-----------------------|
| 発行日 | 発行所 | 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 |
| 毎月 | 編集兼 | 横須賀市長 |
| 10日 | 発行人 | 上地克明 |
| 25日 | 印刷所 | (有)宮村印刷所 |

目次

| | |
|----------------------------------|-------|
| 規 則 | |
| ◇住民基本台帳の閲覧に関する規則中一部改正…………… | 15161 |
| 告 示 | |
| ◇令和5年度分の横須賀市国民健康保険の保険料率について…………… | 〃 |
| ◇指定納付受託者の指定について…………… | 15162 |
| ◇道路区域変更及び供用開始について…………… | 〃 |
| 公 告 | |
| ◇住民票の職権消除について…………… | 〃 |
| ◇固定資産税・都市計画税ほか2件の督促状の公示送達…………… | 〃 |
| ◇債権差押調書の公示送達…………… | 〃 |
| ◇配当計算書の公示送達…………… | 〃 |
| ◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達…………… | 15163 |
| ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について…………… | 〃 |
| 上下水道局告示 | |
| ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… | 〃 |
| ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… | 〃 |
| ◇指定下水道工事店の代表者の変更について…………… | 〃 |
| 監査委員告示 | |
| ◇包括外部監査人の監査の事務を補助する方について…………… | 〃 |
| 農業委員会告示 | |
| ◇農業委員会総会の招集について…………… | 15164 |
| 正 誤 | |

規 則

横須賀市規則第47号

住民基本台帳の閲覧に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月12日

横須賀市長 上地克明

住民基本台帳の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳の閲覧に関する規則（平成18年横須賀市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号列記以外の部分中「いずれにも」を「いずれか」に、「除いて作成する」を「記載しない」に改め、同項各号を次のように改める。

- ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項の規定により神奈川県警察本部長又は警察署長がストーカー被害に係る援助の申出を相当と認めた者
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（以下単に「配偶者からの暴力」という。）又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力に関する相談、援助又は保護の申出を配偶者暴力防止法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターの長等が相当と認めた者
- 配偶者暴力防止法第8条の規定により警察官が配偶者からの暴力が行われていると認めた者
- 配偶者暴力防止法第28条の2において読み替えて準用する配偶者暴力防止法第8条の規定により警察官が配偶者暴

力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力が行われていると認めた者

- 配偶者暴力防止法第10条（配偶者暴力防止法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令が発せられた場合における申立人
- 市区町村が設置した配偶者からの暴力（配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。以下この号において同じ。）の被害者に係る相談担当部署の長が配偶者からの暴力を受けていると認めた者
- 児童相談所又は児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）に係る担当部署等の長が児童虐待を受けていると認めた者
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待に係る相談担当部署の長が高齢者虐待を受けていると認めた者
- 前各号に掲げるもののほか、民間被害者支援団体等からの意見聴取等により前各号に掲げる者に準ずると市長が認めた者

第6条第1項中「指定する」を「適当と認める」に改める。
第8条第1項中「毎年1月及び7月に」を「各年度終了後速やかに」に改め、同条第2項中「市役所及び横須賀市役所行政センター設置条例（昭和23年横須賀市条例第46号）別表に規定する行政センターにおいて市民の見えやすい位置に掲示する方法及び」を削る。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第124号（令和5年5月31日 掲 示 済）

横須賀市国民健康保険条例（昭和34年横須賀市条例第22号）第14条第1項、第14条の7第1項及び第14条の12第1項の規定に基づき、令和5年度横須賀市国民健康保険の基礎賦課額の保険料率、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり定めたので、同条例第14条第3項、第14条の7第3項及び第14条の12第3項の規定により告示します。

令和5年5月31日

横須賀市長 上地克明

| | |
|---------------------|-------------|
| 1 基礎賦課額の保険料率 | |
| (1) 所得割 | 1,000分の66.1 |
| (2) 被保険者均等割 | 18,870円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 | 29,040円 |
| イ 特定世帯 | 14,520円 |
| ウ 特定継続世帯 | 21,780円 |
| 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率 | |
| (1) 所得割 | 1,000分の26.8 |
| (2) 被保険者均等割 | 7,500円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 | 11,510円 |
| イ 特定世帯 | 5,755円 |
| ウ 特定継続世帯 | 8,633円 |
| 3 介護納付金賦課額の保険料率 | |

- (1) 所得割 1,000分の28.3
- (2) 被保険者均等割 8,450円
- (3) 世帯別平等割 9,540円

横須賀市告示第 126 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和 5 年 6 月 12 日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社 C X D ネット
東京都渋谷区初台 1 丁目 46 番 3 号シモモトビル10階
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 5 年 6 月 1 日

- 3 指定納付受託者に納付させる歳入等
コミュニティセンターの使用料
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

横須賀市告示第 128 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 5 年 6 月 12 日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 6 月 12 日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名 | 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-------|-----|--------------------------------------|---|-------------------|--------------|
| 3,918 | 旧 | 荻野 223 番の 1 地先から 荻野 219 番の 1 地先まで | | メートル 2.7 ~ 2.8 | メートル 64.3 |
| | 新 | 荻野 224 番の 8 地先から 荻野 219 番の 1 地先まで | | 6.0 ~ 6.7 | 63.2 |
| 3,922 | 旧 | 荻野 219 番の 4 地先から 荻野 222 番の 1 地先まで | | 1.9 ~ 2.0 | 13.2 |
| | 新 | 荻野 219 番の 1 地先から 荻野 222 番の 1 地先まで | | 1.9 ~ 2.0 | 11.2 |
| 5,377 | 旧 | 深田台30番の28地先から 深田台33番の 1 地先まで | | 2.1 | 18.7 |
| | 新 | 深田台33番の 1 地先から 深田台30番の 8 地先まで | | 2.1 ~ 3.0 | 10.5 |

公 告

横須賀市公告第 112 号 (令和 5 年 5 月 30 日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292 号）第12条第 4 項後段の規定により公告します。

令和 5 年 5 月 30 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 113 号 (令和 5 年 6 月 2 日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 5 年 6 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度 | 税 目 | 期 別 | 発 付 年 月 日 |
|---------|----------------|---------|-------------------------------------|
| 令和 3 年度 | 固定資産税 都市計画税 | 第 3 期 分 | 令和 5 年 5 月 15 日 |
| | | 第 4 期 分 | 令和 5 年 5 月 15 日 |
| | | 第 1 期 分 | 令和 4 年 7 月 28 日 |
| | | 第 2 期 分 | 令和 4 年 9 月 29 日 |
| | | 第 3 期 分 | 令和 4 年 11 月 29 日 令和 5 年 5 月 11 日 |

| | | | |
|---------|--------------------------|-----------------|---|
| 令和 4 年度 | 市 民 税 県 民 税 (普通徴収) | 第 4 期 分 | 令和 5 年 2 月 27 日 令和 5 年 5 月 11 日 令和 5 年 5 月 16 日 |
| | | 4 月 随 時 | 令和 4 年 5 月 16 日 |
| | | 7 月 随 時 | 令和 4 年 8 月 30 日 |
| | | 9 月 随 時 | 令和 4 年 10 月 27 日 令和 5 年 5 月 11 日 |
| | | | 3 月 随 時 |
| | 固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 | 第 4 期 分 | 令和 5 年 3 月 23 日 |
| 3 月 随 時 | | 令和 5 年 5 月 15 日 | |

(別紙略)

横須賀市公告第 114 号 (令和 5 年 6 月 2 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 5 年 6 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 115 号 (令和 5 年 6 月 2 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月2日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第116号 (令和5年6月2日 掲示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年6月2日

横須賀市長 上地 克明

| 年度 | 税目 | 備考 |
|-------|------------|-------|
| 令和5年度 | 市民税 県民税 | 定期賦課分 |

(別紙略)

横須賀市公告第117号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和5年6月12日

横須賀市長 上地 克明

| 記号 | 番号 |
|--------|-------|
| 横浜 横須賀 | 99-90 |
| 横浜 横須賀 | 16-11 |

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第21号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年6月12日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名 | 所在地 | 指定年月日 | 有効期限 |
|------|----------------------|---------|------------------|-----------|------------|
| 626 | AQUA plus | 一ツ谷 辰 巳 | 横須賀市武4丁目20番9号 | 令和5年5月11日 | 令和10年5月10日 |
| 627 | 英工業株式会社 | 近 藤 謙 司 | 横浜市戸塚区深谷町743番地9 | 令和5年5月16日 | 令和10年5月15日 |
| 628 | 日本漏水調査上下水道修繕センター株式会社 | 丸 山 裕 之 | 横浜市戸塚区平戸町1120番地1 | 令和5年5月18日 | 令和10年5月17日 |

横須賀市上下水道局告示第22号

指定給水装置工事事業者規程(平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号)第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和5年6月12日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名 | 所在地 | 届出年月日 |
|------|--------------|---------|----------------------------------|----------|
| 602 | 日本漏水調査修繕センター | 丸 山 裕 之 | 横浜市戸塚区平戸町1120番地1レオネクストレイクシェル105号 | 令和5年4月3日 |

横須賀市上下水道局告示第23号

令和2年横須賀市上下水道局告示第9号により指定した指定下水道工事店株式会社金子工業所は、次のとおり代表者を変更しました。

令和5年6月12日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 工事店名 | 代表者名 | | 所在地 |
|------|-----------|---------|---------|----------------|
| | | 新 | 旧 | |
| 須108 | 株式会社金子工業所 | 金 子 昌 宏 | 金 子 繁 夫 | 横浜市戸塚区矢部町939番地 |

監査委員告示

横須賀市監査委員告示第2号 (令和5年5月24日 掲示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定による包括外部監査人細野和寿の監査の事務を補助する方についての協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月24日

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子

同 丸 山 邦 彦
同 関 澤 敏 行
同 高 橋 英 昭

| 氏名 | 住所 | 補助できる期間 |
|---------|--------------------------------|---------|
| 梁 瀬 亮 | 横浜市鶴見区平安町1丁目71番地 | |
| 米 谷 直 晃 | 川崎市中原区上小田中7丁目13番24-303号クリオ武蔵中原 | |

| | | |
|---------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 茨 木 彩 夏 | 静岡県熱海市笹良ヶ台町 3番18号 | 令和5年6月1 日から令和6年 3月31日まで |
| 高 橋 由 佳 | 川崎市麻生区上麻生3丁 目22番11-513号 | |
| 浦 葉 翔 太 | 横浜市都筑区荏田南4丁 目14番3号 | |
| 飯 島 春 菜 | 横浜市南区大岡4丁目15 番B-212号 | |
| 青 木 聖 太 | 横須賀市湘南鷹取5丁目 13番4号 | |
| 藤 井 祐 介 | 横浜市戸塚区深谷町1532 番地1パストラルI- 202号 | |

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第7号 (令和5年6月1日
掲 示 済)

令和5年第6回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集し
ます。

令和5年6月1日

横須賀市農業委員会
会長 田 丸 定 雄

- 1 日時 令和5年6月12日午後3時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画につ
いて
 - (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達に
ついて
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 非農地証明申請について
 - (5) 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 - (6) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に
ついて
 - (7) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に
ついて

正 誤

令和5年4月10日付け横須賀市報第1861号 15124 ページ横須
賀市上下水道局告示第11号中「東京都中央区八丁堀二丁目20番
8号」は「岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地」の誤り